

留学生のみなさんへ

民間アパートの連帯保証制度（機関保証）について

日本では、民間アパートの契約をする時には、一般的に連帯保証人が必要です。神戸大学では、大学の連帯保証制度（機関保証）を行っていませんので、不動産会社等が指定する民間の保証会社を利用してください。

これから民間アパートの契約をする留学生のみなさんへ

○ 民間保証会社

連帯保証人を見つけることが難しい場合は、民間の保証会社を利用してください。
アパートの契約時から退去時まで外国語でのサポートができる下記の保証会社を紹介します。
ただし、保証会社の選択は、最終的に家主・不動産会社等が決定します。

株式会社グローバルトラストネットワークス（GTN）
（URL: <http://www.gtn.co.jp/>）

- ◆ 保証料：1年目は賃料（賃料とは家賃、共益費、管理費の合計金額をさす）の30%
（ただし、最低保証料 15,000円）
2年目以降は毎年10,000円
 - 生活相談サポート：電話等による外国語でのサポート（無料）
対応言語：英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語
サポート内容：入居時及び入居中の相談
 1. 入居・退去時の電気・ガス・水道に関する手続き説明
 2. 賃貸借契約の解約・更新手続き説明
 3. 賃料滞納時の催告
 4. ゴミ出し等近所住民とのトラブル
 5. 入居者の連絡先の変更、入居者が長期不在時の連絡仲介など
- *卒業後も保証継続可能

○ 火災保険

火災や水漏れ事故などに備えて、不動産会社等が指定する民間の火災保険等に参加してください。不動産会社等から指定がない場合は、大学生協の火災共済保険等に参加してください。
（大学生協学生総合共済）

URL: <https://kyosai.univcoop.or.jp/index.html> （日本語）
<https://kyosai.univcoop.or.jp/english/index.html> （英語）

【大学生協の火災共済】

（保障内容）

1. 借家人賠償責任保障
加入者の過失により火災や水もれ事故を起こし、借戸室に損害を与え、貸主が

ら賠償を求められた場合の保障

2. 家財の保障

火災・落雷・風水害などにより家財が損害を受けた場合の保障

※修理可能なものは修理費用を保障

3. 盗難家財保障

借戸室内の被共済者所有の家財が盗まれたり、壊されたり、汚された場合の保障

